

令和 3 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 20 号	繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書並びに予 算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 21 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	14
〃 第 22 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	25
〃 第 23 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告に ついて……………	33
〃 第 24 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告につい て……………	47
〃 第 25 号	市長専決処分の報告について……………	69
〃 第 26 号	市長専決処分の報告について……………	78
〃 第 27 号	市長専決処分の報告について……………	95
〃 第 28 号	市長専決処分の報告について……………	112
〃 第 29 号	市長専決処分の報告について……………	120
〃 第 30 号	市長専決処分の報告について……………	122
〃 第 31 号	市長専決処分の報告について……………	124
〃 第 32 号	市長専決処分の報告について……………	126
〃 第 33 号	市長専決処分の報告について……………	128
〃 第 34 号	市長専決処分の報告について……………	130
〃 第 35 号	市長専決処分の報告について……………	132
〃 第 36 号	市長専決処分の報告について……………	134
〃 第 37 号	市長専決処分の報告について……………	136
〃 第 38 号	市長専決処分の報告について……………	138
〃 第 39 号	市長専決処分の報告について……………	140
〃 第 40 号	市長専決処分の報告について……………	142
〃 第 41 号	市長専決処分の報告について……………	144
〃 第 42 号	市長専決処分の報告について……………	146
〃 第 43 号	市長専決処分の報告について……………	148
〃 第 44 号	市長専決処分の報告について……………	150

奈良市報告第 45 号	市長専決処分の報告について……………	152
奈良市議案第 69 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	154
〃 第 70 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	163
〃 第 71 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	175
〃 第 72 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	176
〃 第 73 号	奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について……………	177
〃 第 74 号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	180
〃 第 75 号	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	181
〃 第 76 号	財産の取得について……………	182
〃 第 77 号	工事請負契約の一部変更について……………	183

繰越明許費繰越計算書及び継続費繰越計算書
並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和2年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和2年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 令和2年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 4 令和2年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 5 令和2年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

令和2年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	入札事務経費	円 11,572,000	円 11,572,000
		文書管理経費	125,000,000	125,000,000
		庁舎等管理経費	4,798,000	—
		自治会等活動推進経費	15,752,000	15,752,000
		庁舎等施設整備事業	691,245,000	688,710,000
	2. 企画費	総合計画関係経費	7,248,000	7,248,000
		東部地域振興経費	27,251,000	27,251,000
		地域活性化推進経費	79,547,000	79,547,000
		環境政策経費	1,500,000	1,500,000
	3. 民生費	1. 社会福祉費	意思疎通支援事業経費	2,011,000
障害者福祉施設整備事業			57,331,000	56,569,000
2. 児童福祉費		児童福祉事務経費	24,896,000	15,616,000
		地域子育て支援拠点事業経費	5,300,000	—
		保育環境改善事業経費	39,000,000	—
		被虐待児童対策経費	93,316,000	93,316,000
		新生児子育て応援特別給付金事業経費	30,000,000	30,000,000
		認定こども園運営管理経費	9,968,000	1,568,000
		保育所運営管理経費	4,045,000	1,045,000
		学童保育経費	69,728,000	69,728,000
児童福祉施設整備事業	201,948,000	198,948,000		

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	⑤ 11,572,000			—
	⑤ 125,000,000			—
				—
				15,752,000
		674,200,000		14,510,000
				7,248,000
	⑤ 27,251,000			—
	⑤ 79,547,000			—
				1,500,000
	⑤ 2,011,000			—
	⑤ 38,459,000	18,000,000		110,000
	⑤ 15,616,000			—
				—
				—
	⑤ 93,049,000			267,000
	⑤ 30,000,000			—
	⑤ 1,568,000			—
	⑤ 1,045,000			—
	⑤ 46,594,000 ⑤ 11,566,000			11,568,000
	⑤ 86,999,000 ⑤ 33,999,000	77,800,000		150,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	医療検査センター運営管理経費	円 110,000,000	円 —
		予防接種経費	370,580,000	237,690,000
		保健衛生施設整備事業	3,394,924,000	3,389,660,000
	3. 清掃費	クリーンセンター建設計画策定経費	7,700,000	7,700,000
		工場維持補修経費	82,500,000	82,500,000
		清掃施設整備事業	2,893,000	2,893,000
5. 労働費	1. 労働諸費	奈良市勤労者総合福祉センター運営管理経費	60,000,000	60,000,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	35,948,000	—
		土地基盤整備事業	187,360,000	178,359,000
7. 商工費	1. 商工費	企業誘致推進経費	10,000,000	10,000,000
		なら工藝館運営管理経費	40,000,000	40,000,000
		商工施設整備事業	15,000,000	15,000,000
9. 土木費	2. 道路橋梁費	定期点検経費	33,131,000	32,867,000
		道路橋梁新設改良事業	535,919,000	354,054,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	77,000,000	50,000,000
	4. 都市計画費	景観歴史まちづくり経費	5,863,000	5,863,000
		街路事業	2,166,017,000	804,270,000
		J R 奈良駅付近連続立体交差事業	85,600,000	85,600,000
		公園事業	68,000,000	68,000,000
	10. 消防費	1. 消防費	消防施設整備事業	51,535,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	(国) 237,690,000			—
		3,389,600,000		60,000
				7,700,000
		82,500,000		—
		2,800,000		93,000
	(国) 60,000,000			—
				—
2,925,000	(県) 168,559,000	6,100,000	(分) 750,000	25,000
	(国) 10,000,000			—
	(国) 40,000,000			—
	(国) 15,000,000			—
	(国) 18,074,000			14,793,000
	(国) 71,233,000	257,600,000		25,221,000
		50,000,000		—
	(国) 2,931,000			2,932,000
	(国) 421,690,000	374,500,000		8,080,000
		85,600,000		—
	(国) 27,063,000	40,900,000		37,000
	(国) 51,535,000			—

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
11. 教育費	1. 教育総務費	不登校児童生徒サポート事業 経費	円 4,886,000	円 4,858,000
		小中一貫校施設整備事業	1,474,234,000	1,456,847,000
		教育振興施設整備事業	48,967,000	48,670,000
	2. 小学校費	小学校運営管理経費	49,600,000	49,600,000
		小学校施設整備事業	302,768,000	283,656,000
	3. 中学校費	中学校運営管理経費	24,000,000	24,000,000
		中学校施設整備事業	349,608,000	349,608,000
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	2,400,000	2,400,000
		高等学校施設整備事業	172,000,000	169,000,000
	5. 幼稚園費	幼稚園運営管理経費	3,000,000	—
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	12,794,000	12,794,000
		社会教育施設整備事業	12,043,000	12,043,000
		文化財整備事業	4,301,000	4,301,000
12. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	2,900,000	—
合		計	11,304,927,000	9,319,149,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	④ 4,858,000			—
	④ 477,195,000	942,100,000		37,552,000
		43,800,000		4,870,000
	④ 24,800,000			24,800,000
	④ 79,710,000	203,800,000		146,000
	④ 12,000,000			12,000,000
	④ 106,502,000	243,100,000		6,000
	④ 1,200,000			1,200,000
		160,000,000		9,000,000
				—
				12,794,000
		10,800,000		1,243,000
	④ 2,150,000 ④ 1,290,000			861,000
				—
2,925,000	2,437,756,000	6,663,200,000	750,000	214,518,000

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

令和2年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1.	西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	円 46,400,000	円 1,684,000
2.	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	610,172,000	596,319,000
合		計	656,572,000	598,003,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		1,600,000		84,000
	① 183,468,000	348,700,000		64,151,000
	183,468,000	350,300,000		64,235,000

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和2年度奈良市水道事業会計継続
地方公営企業法施行令第18条の2

款	項	事業名	継続費額の総額	令和2年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	緑ヶ丘浄水場 高架水槽更新 工事	円 685,300,000	円 480,700,000	円 85,800,000	円 566,500,000
		緑ヶ丘浄水場 中央監視制御 システム更新 工事	1,210,000,000	220,000,000		220,000,000
合		計	1,895,300,000	700,700,000	85,800,000	786,500,000

地方公営企業法第26条第1項の規

款	項	事業名	継続費額の総額	令和2年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	口径600耗 配水本管更生 工事	円 766,800,000	円 343,980,000	円 236,027,520	円 580,007,520
合		計	766,800,000	343,980,000	236,027,520	580,007,520

費繰越計算書

第1項の規定による継続費の繰越額

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を 要するたな卸資産の 購入限度額
			国庫補助金	損益勘定 留保資金	
円 302,197,500	円 264,302,500	円 264,302,500	円 73,333,000	円 146,667,000	円
302,197,500	484,302,500	484,302,500	73,333,000	410,969,500	

定による建設改良費の繰越額

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額
			国庫補助金	損益勘定 留保資金	
円 285,762,600	円 294,244,920	円 294,244,000	円	円 294,244,000	円
285,762,600	294,244,920	294,244,000		294,244,000	

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

令和2年度奈良市水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	配水施設整備事業	円 258,367,000	円 258,367,000	円 258,367,000
		配水施設事業	101,248,000	69,579,899	5,278,000
		施設事業	935,892,000	666,303,270	51,678,000
		配水施設改良事業	1,212,029,000	195,469,755	966,664,000
		受託配水管改良事業	352,581,000	18,451,468	34,135,000
合	計		2,860,117,000	949,804,392	1,316,122,000

令和2年度奈良市下水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	円 661,918,000	円 89,471,787	円 434,160,000
		管渠改良事業	172,711,000	57,092,691	16,329,000
合	計		834,629,000	146,564,478	450,489,000

予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
企 業 債	受託負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円 160,000,000	円 607,000	円	円 97,760,000	円	円	設計内容の検 討に時間を要 したため
		1,740,200	3,537,800	26,390,101		設計内容の検 討に時間を要 したため
			51,678,000	217,910,730		関係機関との 調整に時間を 要したため
740,000,000	579,000		226,085,000	49,895,245		設計内容の検 討に時間を要 したため
	27,802,000		6,333,000	299,994,532		随伴工事遅延 のため
900,000,000	28,988,000	1,740,200	385,393,800	594,190,608		

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円 69,127,000	円 309,500,000	円 55,500,000	円 33,000	円 138,286,213	円	地元調整に時 間を要したた め
7,578,000	8,700,000		51,000	99,289,309		設計内容の検 討に時間を要 したため
76,705,000	318,200,000	55,500,000	84,000	237,575,522		

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

令和 2 年度事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施した。

一方、受託外許認可業務等として、浄化槽の清掃の業務を積極的な企業運営により行った。

2. 事業内容

(1) 受託事業

○し尿収集運搬及び手数料徴収業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃に関する業務

3. 各事業の実施事項

※ () 内は対前年度比

(1) 受託事業

① し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の 2 の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲取を実施した。

また、汲取手数料の徴収業務を社員で行い、効率的な徴収体制を確立するため、

口座振替制度への移行の促進に努めた。

○汲取件数	年 間	14,228件	(△4.7%)
	月平均	1,186件	
○従事職員数		9名	
○従事車両		5台	

② 公園・広場（グリーンサポート等によるごみ収集運搬業務を含む）、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、グリーンサポート・アダプトプログラムによるごみの収集運搬を実施した。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施した。

○公園広場緑地（グリーンサポート等を含む）	669か所	(8.8%)
○公衆便所	1か所	(0%)
○地下道等	1か所	(0%)
○従事職員数	10名	
○従事車両	7台	

③ 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施した。また、公民館等の公共施設を拠点に回収された発泡スチロール製食品トレイの収集運搬業務、環境清美工場より排出される焼却灰・非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施した。

○ごみ、再生資源

東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区）	2,465戸	(△1.3%)
中 高 層 住 宅（都市再生機構等）	9,011戸	(△17.2%)
月ヶ瀬・都祁地域	2,748戸	(3.8%)

市街地家庭系ごみ	70,937戸	(0.6%)
市街地再生資源	11,563戸	(令和2年度から実施)
○発泡スチロール製食品トレイ	30か所	(0%)
○従事職員数	66名	
○従事車両	46台	

(2) 受託外許認可業務等

① 浄化槽の清掃業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け実施した。

○浄化槽清掃	3,517件	(△7.1%)
○従事職員数	2名	
○従事車両	6台	

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	326,469,149	299,244,878	27,224,271	
未収入金	8,319,328	12,435,485	△ 4,116,157	
受託事業未収金	78,228,021	71,046,824	7,181,197	
手数料未収金	2,047,100	2,152,709	△ 105,609	
前払費用	865,264	956,606	△ 91,342	
貯蔵品	1,480,322	2,928,975	△ 1,448,653	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	835,713	10,000	825,713	
貸倒引当金	△ 527,616	△ 509,782	△ 17,834	
流動資産合計	417,717,281	388,265,695	29,451,586	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	65,338,072	68,433,149	△ 3,095,077	
建物附属設備	2,737,296	3,228,996	△ 491,700	
構築物	1,046,084	1,231,261	△ 185,177	
機械器具	6	11	△ 5	
車両運搬具	66,159,966	22,854,627	43,305,339	
什器備品	4,349,636	3,951,905	397,731	
電話設備	386,663	483,328	△ 96,665	
土地	41,962,800	41,962,800	0	
有形固定資産合計	181,980,523	142,146,077	39,834,446	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	309,500	309,500	0	
地役権	300,000	300,000	0	
ソフトウェア	851,601	1,286,801	△ 435,200	
無形固定資産合計	1,461,101	1,896,301	△ 435,200	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440,000	1,440,000	0	
長期貸付金	3,888,767	3,981,406	△ 92,639	
保証金	10,000	10,000	0	
リサイクル預託金	491,100	446,600	44,500	
投資その他の資産合計	5,829,867	5,878,006	△ 48,139	
固定資産合計	189,271,491	149,920,384	39,351,107	
資産合計	606,988,772	538,186,079	68,802,693	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	0	0	0	
未払金	56,745,353	30,938,494	25,806,859	
未払法人税等	12,158,800	33,594,500	△ 21,435,700	
預り金	6,332,810	6,059,215	273,595	
仮受金	233,520	458,308	△ 224,788	
手数料未払金	2,047,100	2,152,709	△ 105,609	
未払消費税	20,198,500	16,960,500	3,238,000	
前払金	3,000	6,000	△ 3,000	
修繕引当金	60,675,000	24,337,500	36,337,500	
流動負債合計	158,394,083	114,507,226	43,886,857	
2. 固定負債				
退職給与引当金	199,260,465	242,094,220	△ 42,833,755	
固定負債合計	199,260,465	242,094,220	△ 42,833,755	
負債合計	357,654,548	356,601,446	1,053,102	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000,000	10,000,000	0	
利益剰余金	239,334,224	171,584,633	67,749,591	
利益準備金	2,500,000	2,500,000	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	236,834,224	169,084,633	67,749,591	
純資産合計	249,334,224	181,584,633	67,749,591	
負債及び正味財産合計	606,988,772	538,186,079	68,802,693	

損 益 計 算 書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	717,146,829	679,521,017	37,625,812	
浄化槽収入	63,133,056	77,750,796	△ 14,617,740	
売上高合計	780,279,885	757,271,813	23,008,072	
売上原価				
事業直接原価	596,108,385	565,487,207	30,621,178	
売上原価合計	596,108,385	565,487,207	30,621,178	
売上総利益	184,171,500	191,784,606	△ 7,613,106	
販売費及び一般管理費	132,516,204	119,775,647	12,740,557	
営業利益	51,655,296	72,008,959	△ 20,353,663	
営業外収益				
受取利息	68,031	51,790	16,241	
受取配当金	5,200	5,200	0	
雑収入	976,484	959,143	17,341	
営業外収益合計	1,049,715	1,016,133	33,582	
営業外費用				
雑損失	11,373	2,834	8,539	
営業外費用合計	11,373	2,834	8,539	
経常利益	52,693,638	73,022,258	△ 20,328,620	
特別利益				
固定資産売却益	458,425	251,739	206,686	
貸倒引当金戻入益	0	657	△ 657	
退職給与引当金戻入益	42,833,755	0	42,833,755	
特別利益合計	43,292,180	252,396	43,039,784	
特別損失				
資産廃棄損	5	1	4	
貸倒損失	13,500	80,500	△ 67,000	
貸倒引当金繰入損	17,834	0	17,834	
退職給与引当金繰入損	0	34,798,145	△ 34,798,145	
特別損失合計	31,339	34,878,646	△ 34,847,307	
税引前当期純利益	95,954,479	38,396,008	57,558,471	
法人税、住民税及び事業税	28,204,888	33,598,800	△ 5,393,912	
当期純利益	67,749,591	4,797,208	62,952,383	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株 主 資 本	資 本 金	10,000,000				10,000,000	
	利益 剰 余 金	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000
		他利益剰余金	169,084,633	67,749,591		67,749,591	236,834,224
	株主資本合計		181,584,633	67,749,591		67,749,591	249,334,224
純 資 産 合 計		181,584,633	67,749,591		67,749,591	249,334,224	
利益 剰 余 金 の 内 訳	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000	
	繰越利益剰余金	169,084,633	67,749,591		67,749,591	236,834,224	
	利益剰余金合計	171,584,633	67,749,591		67,749,591	239,334,224	

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	326,469,149
	現金	3,000
	当座預金	0
	普通預金	276,466,149
	南都銀行	254,185,413
	奈良信用金庫	4,089,725
	りそな銀行	2,727,942
	ゆうちょ銀行	9,599,702
	奈良県農協	5,863,367
	定期預金	50,000,000
	奈良県農協	50,000,000
	未収金	88,594,449
	受託事業未収金	78,228,021
	手数料未収金	2,047,100
	その他未収金	8,319,328
	立替金	835,713
	前払費用	865,264
	貸倒引当金	△ 527,616
	貯蔵品	1,480,322
	流動資産合計	417,717,281
2. 固定資産		
有形固定資産		
	土地	41,962,800
	建物	65,338,072
	建物附属設備	2,737,296
	構築物	1,046,084
	機械器具	6
	車両運搬具	66,159,966
	什器備品	4,349,636
	電話設備	386,663
無形固定資産		
	電話加入権	309,500
	地役権	300,000
	ソフトウェア	851,601

科 目		金 額
投資その他資産	出資金	1,440,000
	長期貸付金	3,888,767
	保証金	10,000
	リサイクル預託金	491,100
固定資産合計		189,271,491
資産合計		606,988,772
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	91,149,753
	仮受金	233,520
	預り金	6,332,810
	前受金	3,000
	修繕引当金	60,675,000
流動負債合計		158,394,083
2. 固定負債	退職給付引当金	199,260,465
固定負債合計		199,260,465
負債合計		357,654,548
正味財産		249,334,224

役 員

(令和3年3月31日現在)

代表取締役	葛 原 克 巳	
取 締 役	奥 田 晴 久	(非常勤)
取 締 役	中久保 晃 一	
取 締 役	乾 一 太 郎	
取 締 役	澤 見 雅 夫	
監 査 役	辻 井 淳	(非常勤)
監 査 役	池 野 敏	(非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 2 年度事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

奈良市市街地開発株式会社は、奈良市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するために設立され、市街地再開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和 2 年度の業績については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、なら 1 0 0 年会館やホテルの休館、2 区画のテナント退店等により非常に厳しい経営状況となり、売上高として 1 9 0 , 3 7 9 , 3 6 3 円であったが、純利益は 1 , 8 5 1 , 6 5 8 円となった。

今後においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で更に厳しい状況になると予想されるが、残り区画のテナント誘致、事業の継続維持、経営改善はもちろん各事業において業績の確保、維持向上に更に努める。

2. 事業内容

○ J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営

○ 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務

○ 奈良市営西部会館駐車場の管理運営

(平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで指定管理業務受託)

○ 前各号に関連又は付帯する事業

3. 各事業の実施事項

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策に最善を尽くし、利用者への安心感と信頼維持確保に努めた。

○J R奈良駅前再開発第1ビル商業床

○近鉄学園前駅南地区再開発ビル

(2) 駐車場管理運營業務

新型コロナウイルス感染症拡大により、奈良市施設の臨時休館等で利用者が減少したが、サービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を行い、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行った。

※（ ）内は対前年度比

○奈良市営西部会館駐車場出庫台数 46,031台/年(△10.7%)

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	181,198,968	185,890,000	△ 4,691,032	
未収金	6,895,209	8,737,701	△ 1,842,492	
未収入金	5,895,022	7,387,706	△ 1,492,684	
前払費用	5,332,794	5,353,947	△ 21,153	
流動資産合計	199,321,993	207,369,354	△ 8,047,361	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865,656	15,865,656	0	
建物付属設備	27,547,976	16,447,976	11,100,000	
車両運搬具	794,915	794,915	0	
什器備品	1,037,450	1,037,450	0	
減価償却累計額	△ 21,052,657	△ 19,741,744	△ 1,310,913	
有形固定資産合計	24,193,340	14,404,253	9,789,087	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	394,000	394,000	0	
無形固定資産合計	394,000	394,000	0	
(3) 投資その他資産				
保証金	12,960	12,960	0	
投資その他の資産合計	12,960	12,960	0	
固定資産合計	24,600,300	14,811,213	9,789,087	
資産合計	223,922,293	222,180,567	1,741,726	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	2,377,526	875,400	1,502,126	
未払外注費	5,928,525	5,292,218	636,307	
未払費用	2,068,572	2,291,264	△ 222,692	
前受金	3,671,910	3,671,910	0	
仮受金	894,496	1,336,185	△ 441,689	
預り金	10,000	75,000	△ 65,000	
売上預り金	7,691,586	7,977,450	△ 285,864	
未払法人税等	296,500	296,500	0	
流動負債合計	22,939,115	21,815,927	1,123,188	
2. 固定負債				
預り保証金	33,642,200	34,875,320	△ 1,233,120	
固定負債合計	33,642,200	34,875,320	△ 1,233,120	
負債合計	56,581,315	56,691,247	△ 109,932	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000,000	100,000,000	0	
資本剰余金	18,656,040	18,656,040	0	
利益剰余金	48,684,938	46,833,280	1,851,658	
繰越利益剰余金	48,684,938	46,833,280	1,851,658	
(うち当期純利益)	(1,851,658)	(6,330,560)	(△4,478,902)	
純資産合計	167,340,978	165,489,320	1,851,658	
負債及び純資産の部合計	223,922,293	222,180,567	1,741,726	

損 益 計 算 書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	116,652,154	130,983,230	△ 14,331,076	
学園前再開発ビル受託収入	45,344,111	45,344,742	△ 631	
損害保険収入	213,108	531,192	△ 318,084	
建物施設管理収入	28,169,990	8,122,995	20,046,995	
売上高合計	190,379,363	184,982,159	5,397,204	
売上原価				
当期製品製造原価	179,679,205	169,430,758	10,248,447	
売上原価合計	179,679,205	169,430,758	10,248,447	
販売費及び一般管理費	9,055,624	8,927,767	127,857	
営業利益	1,644,534	6,623,634	△ 4,979,100	
営業外収益				
受取利息	3,001	2,919	82	
雑収入	500,623	507	500,116	
営業外収益合計	503,624	3,426	500,198	
経常利益	2,148,158	6,627,060	△ 4,478,902	
税引前当期純利益	2,148,158	6,627,060	△ 4,478,902	
法人税、住民税及び事業税	296,500	296,500	0	
当期純利益	1,851,658	6,330,560	△ 4,478,902	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株 主 資 本	資 本 金	100,000,000				100,000,000	
	資本 剰 余 金	資 本 準 備 金					
		他資本剰余金	18,656,040				18,656,040
	利 益 剰 余 金	利 益 準 備 金					
		他利益剰余金	46,833,280		1,851,658	1,851,658	48,684,938
	自 己 株 式						
	株主資本合計	165,489,320		1,851,658	1,851,658	167,340,978	
評価・換算差額等合計							
新 株 予 約 権							
純 資 産 合 計		165,489,320		1,851,658	1,851,658	167,340,978	
資 本 剰 余 金 の 内 訳	他 資 本 剰 余 金	18,656,040				18,656,040	
	資本剰余金合計	18,656,040				18,656,040	
利 益 剰 余 金 の 内 訳	繰越利益剰余金	46,833,280		1,851,658	1,851,658	48,684,938	
	利益剰余金合計	46,833,280		1,851,658	1,851,658	48,684,938	

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	181,198,968
	現金	6,153,455
	普通預金	163,347,331
	南都銀行	163,347,331
	定期預金	11,698,182
	南都銀行	11,698,182
	未収金	6,895,209
	未収入金	5,895,022
	前払費用	5,332,794
	流動資産合計	199,321,993
2. 固定資産		
有形固定資産		
	建物	15,865,656
	建物附属設備	27,547,976
	車両運搬具	794,915
	什器備品	1,037,450
	減価償却累計額	△ 21,052,657
無形固定資産		
	電話加入権	394,000
投資その他資産		
	保証金	12,960
	固定資産合計	24,600,300
	資産合計	223,922,293
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	2,377,526
	未払外注費	5,928,525
	未払費用	2,068,572
	前受金	3,671,910
	仮受金	894,496
	預り金	10,000
	売上預り金	7,691,586
	未払法人税等	296,500
	流動負債合計	22,939,115
2. 固定負債		
	預り保証金	33,642,200
	固定負債合計	33,642,200
	負債合計	56,581,315
	正味財産	167,340,978

役 員

(令和3年3月31日現在)

取締役社長	西 谷 忠 雄	(非常勤)
取 締 役	梅 森 義 弘	(非常勤)
取 締 役	栗 山 稔	(非常勤)
取 締 役	福 山 明 美	(非常勤)
監 査 役	池 野 敏	(非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 2 年度事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び児童福祉の保障に寄与することを目的として、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する事業及び児童の健全育成に関する事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進した。

公民館では、地域の課題解決のための拠点としての公民館の役割を市民とともに再確認し、市民と職員との二人三脚による地域の課題解決が促進されるよう努めた。また、これまで公民館を利用することの少なかった中学生・高校生たちとのつながりを生かし、若い世代の生涯学習活動をさらに広げるよう取組を進めた。

児童館については、これまで公民館の指定管理者として培ってきた実績やノウハウを生かし、奈良市や地域、関連施設とも協調しながら、地域に根差した事業展開・管理運営を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、公民館は4月10日から5月31日まで、児童館は4月1日から6月7日まで臨時休館となり、公民館・児童館とも主催事業は6月以降の実施となったことから、ほぼ全ての事業において件数・人数ともに減少している。

公民館事業においては、事業を延期するなどし、可能な限り中止しないよう取り組んだが、事業の内容や講師の辞退等により中止を余儀なくされたものが多かった。中止した分を新規事業で補うように努めたが、コロナ禍の中で思うように事業を展開することができなかった。また開催できた事業についても、休館等の影響により開催回数が減少した他、3密を避けるために定員を半分から3分の1程度に減らして開催せざるを得なかったため、参加者数が大きく減っている。施設提供については、活動内容による一部制限を行っていた他、部屋の定員の半数程度に利用者数を制限していたため、大幅な減少となっている。また、コロナ禍が収束しない中で活動を休止したり解散したりする自主グループが多かったことも、件数・人数ともに減少している大きな要因である。

2. 事業内容

※ () 内は対前年度比

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

公民館事業と児童館事業があり、児童館事業については令和2年度から実施した。

① 公民館事業 23,632件(△33.4%) 268,864人(△49.5%)

主催事業 381件(△14.8%) 23,215人(△56.6%)

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、市民が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学び続けることができるよう、多様な学習機会の提供に努めた。特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で、高齢者の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへとつながる事業や、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を進め、この取組の中で地域のつながりが創出されることを目指した。なお、日頃の様々な学習活動の成果を発表する機会を充実させることにより、新たな学習活動への意欲をかきたてるとともに、参加者の交流の場を創出することを計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で自主グループの活動が十分にできなかつたことなどから、公民館まつりなどの学習の成果発表の機会を設けることができなかつた。

また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援した。

加えて、市民がいつでも気軽に利用できる生涯学習活動の拠点として、市民の立場に立ち、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。また、活動内容による一部制限や3密の回避、換気・消毒を徹底するなど、コロナ禍においても市民に安心して利用していただけるよう施設運営を行った。さらに、次世代を担う若い世代の利用を促進した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

51件(△16.4%) 3,891人(△52.3%)

「『日本書紀』人代巻を読む」「親子で体験！座禅の世界」

「三好長慶～松永久秀が仕えた主君とは～」 「登って体感！大安寺古墳群」

「市民企画講座」「月ヶ瀬歴史探訪」他

○教育・福祉・人権に関する事業

62件 (△30.3%) 6,379人 (△47.6%)

「女性のためのキャリアデザイン」「どう寄り添う？思春期の子育て」

「伏見みやび学級」「キッズつげザー」

「知っておきたい、これからの小学校教育」「飛鳥ふれあいサロン」他

○芸術・芸能に関する事業

77件 (△6.1%) 4,653人 (△32.0%)

「子どもアートラボ in せいぶ」「ファインダー越しに観る田原の自然」

「心を満たすパステルアート」「春の弦楽四重奏コンサート♪」

「はじめてのウクレレ」「懐かしの映画会 in 右京」他

○科学・情報・産業技術に関する事業

25件 (△30.6%) 581人 (△68.3%)

「エクセル2016～初・中級編～」

「グリーンウッドワーク～里山の色鉛筆づくり～」

「キッズおしごと体験隊～建築士編～」 「買う前のスマートフォン体験教室」

「ICTを学ぶ」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

85件 (△22.7%) 2,831人 (△83.7%)

「宿題のない読書会」「家族が集まる♪とっておきレシピ」

「包丁のメンテナンス」「プチ田舎暮らし・田原一和紅茶作りー」

「アロマでリラックスタイム」他

○健康・衛生・環境に関する事業

56件 (64.7%) 2,270人 (△10.1%)

「地域のミカタ～支えあう社会づくり～」 「ストレッチで改善！更年期の不調」

「シニア世代の美的レッスン」「とみなん防災講座～災害時の乳幼児支援～」

「探検☆あるきますくラー～あそびのがっこう～」他

○体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業

25件 (△28.6%) 2,610人 (△43.4%)

「なるほど！脳のメカニズム&マスクで椅子体操」「はじめてのフラダンス」

「ストレス発散！親子で笑顔になろう！」 「都跡健康体操」

「心とからだのリセット教室」 他

○施設提供

23, 251件 (△33.7%) 245, 649人 (△48.7%)

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

② 児童館事業

利用者数合計 19,075人 (令和2年度から実施)

児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行った。運営に当たっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めた。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての児童を対象とし、地域における遊び及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにするなど児童の心身を育成した。また、子育て家庭の孤立化や育児不安の波が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能を果たすとともに、深刻な問題は必要に応じて専門機関へとつなげた。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワークの構築を行い、地域での子育て環境づくりを進めることで、子どもに

やさしいまちづくりに寄与することを目指した。

○各種活動	10,541人
「親子ひろば」「小中学生友の会」他	
○特別行事	501人
「東人権文化センター展示会」「夏休み特別活動」他	
○クラブ活動	182人
「曜日活動（一輪車クラブ）」	
○各種教室	1,679人
「和太鼓教室」「習字教室」他	
○自主参加活動（自由来館）	5,777人
○会議・その他（奨励会議・貸館など）	395人

(2) 自主事業 31件（△42.6%） 3,174人（△45.9%）

奈良市の関連諸施策や様々な関係機関との連携を図り、以下の4分類にわたって事業を開催し、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会を提供した。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、5件の講師派遣等の事業展開を行った。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業を開催した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

1件（△80.0%） 411人（△66.1%）

奈良ひとまち大学

○教育・福祉・人権に関する事業

22件（4.8%） 487人（△64.1%）

認知症サポーター養成講座

「正しく知ろう！認知症講座」「認知症サポーター養成講座in登美ヶ丘南」

「よくわかる！認知症講座」「楽しく正しく学ぶ認知症&回想法体験」

家庭教育サポートネットワーク支援事業

「今、知りたい！児童虐待のこと」「家族で星空観察」

「パパ×子どもの運動あそび」

「思春期をのりきる魔法の言葉」「聴く力でコミュニケーション力UP！」

「今、学校が変わる！」 「GO!GO!みあとランド★親子でチャレンジ」
「親学セミナー☆子どもが前向きになる接し方」 「子育て応援サプリ」
「地域のみんなで月ヶ瀬っ子を育てよう」 他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

6件 (△76.9%) 2,240人 (△27.5%)

奈良市子育てスポット事業

「おやこひろば」 「子育てママのひととき」 「なかよしクラブ」

「子育てのんびり空間」 「二名にここ広場」 「ぷよ☆ぷよの会」

○健康・衛生・環境に関する事業

2件 (令和2年度から実施) 36人 (令和2年度から実施)

地域課題の解決を目指すモデル公民館等プロジェクト事業

「田原まち創り講座 ～竹の再生～」 「田原まち創り講座 ～竹の再生2～」

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	155,151,304	100,644,999	54,506,305	
未収金	159,863	45,545	114,318	
立替金	470,812	490,732	△ 19,920	
流動資産合計	155,781,979	101,181,276	54,600,703	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	17,574,629	28,000,000	△ 10,425,371	
特定資産合計	17,574,629	28,000,000	△ 10,425,371	
(3) その他固定資産				
リース資産	18,407,668	33,636,924	△ 15,229,256	
その他固定資産合計	18,407,668	33,636,924	△ 15,229,256	
固定資産合計	85,982,297	111,636,924	△ 25,654,627	
資産合計	241,764,276	212,818,200	28,946,076	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	61,120,768	24,976,470	36,144,298	
預り金	3,602,665	2,863,710	738,955	
賞与引当金	30,842,000	23,840,000	7,002,000	
リース債務	14,514,816	17,885,448	△ 3,370,632	
未払消費税等	12,546,900	12,917,000	△ 370,100	
流動負債合計	122,627,149	82,482,628	40,144,521	
2. 固定負債				
リース債務	3,892,852	15,751,476	△ 11,858,624	
退職給付引当金	33,000,000	33,000,000	0	
固定負債合計	36,892,852	48,751,476	△ 11,858,624	
負債合計	159,520,001	131,234,104	28,285,897	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産	32,244,275	31,584,096	660,179	
正味財産合計	82,244,275	81,584,096	660,179	
負債及び正味財産合計	241,764,276	212,818,200	28,946,076	

収 支 計 算 書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	11,000	8,000	3,000	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	726,000,000	703,426,431	22,573,569	
講座受講料収入	922,000	344,300	577,700	
③ 補助金等収入				
補助金収入	0	0	0	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	116,020	116,020	0	
事業収入	4,910,000	4,814,000	96,000	
助成金収入	100,000	35,171	64,829	
⑤ 雑収入				
受取利息	4,000	2,449	1,551	
雑収入	170,000	112,070	57,930	
経常収益計	732,233,020	708,858,441	23,374,579	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	158,709,000	153,284,958	5,424,042	
賃金	149,890,000	142,673,697	7,216,303	
職員手当	72,845,000	65,680,569	7,164,431	
福利厚生	66,133,000	62,785,305	3,347,695	
賞与引当金繰入	29,576,000	29,576,000	0	
諸謝金	8,827,800	6,986,600	1,841,200	
旅費交通費	347,000	151,040	195,960	
消耗品費	11,683,098	11,265,315	417,783	
燃料費	1,199,000	987,492	211,508	
会議費	238,626	205,165	33,461	
印刷製本費	1,482,020	1,290,325	191,695	
光熱水料費	43,957,000	40,418,413	3,538,587	
修繕費	17,715,000	17,546,634	168,366	
医薬材料費	64,000	52,490	11,510	
通信運搬費	3,325,923	3,223,769	102,154	
減価償却費	18,645,000	18,644,360	640	
手数料	5,073,700	5,070,369	3,331	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
保険料	1,940,210	1,937,979	2,231	
委託費	60,749,000	59,911,596	837,404	
賃借料	6,104,643	5,823,785	280,858	
負担金	88,000	87,600	400	
広告料	0	0	0	
租税公課	41,400,000	40,316,400	1,083,600	
② 管理費				
給料	7,300,000	7,280,469	19,531	
賃金	5,387,000	5,215,442	171,558	
職員手当	3,428,000	3,086,509	341,491	
福利厚生	2,810,000	2,785,640	24,360	
賞与引当金繰入	1,266,000	1,266,000	0	
諸謝金	260,000	0	260,000	
旅費交通費	259,000	81,010	177,990	
消耗品費	100,000	86,408	13,592	
燃料費	61,000	41,891	19,109	
光熱水料費	2,232,000	1,834,905	397,095	
通信運搬費	133,000	127,756	5,244	
手数料	653,000	605,110	47,890	
委託費	316,000	214,853	101,147	
賃借料	874,000	804,334	69,666	
負担金	7,048,000	6,373,803	674,197	
租税公課	113,000	48,900	64,100	
経常費用計	732,233,020	697,772,891	34,460,129	
当期経常増減額	0	11,085,550	△ 11,085,550	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	11,085,550	△ 11,085,550	
一般正味財産期首残高	31,584,096	31,584,096	0	
一般正味財産期末残高	31,584,096	42,669,646	△ 11,085,550	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	81,584,096	92,669,646	△ 11,085,550	

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	8,000	9,072	△ 1,072	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	703,426,431	603,400,000	100,026,431	
講座受講料収入	344,300	1,067,800	△ 723,500	
③ 補助金等収入				
補助金収入	0	1,672,831	△ 1,672,831	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	116,020	350,414	△ 234,394	
事業収入	4,814,000	5,127,903	△ 313,903	
助成金収入	35,171	0	35,171	
⑤ 雑収入				
受取利息	2,449	1,821	628	
雑収入	112,070	182,130	△ 70,060	
経常収益計	708,858,441	611,811,971	97,046,470	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	153,284,958	139,286,805	13,998,153	
賃金	142,673,697	96,780,131	45,893,566	
職員手当	65,680,569	61,984,349	3,696,220	
福利厚生	62,785,305	54,201,026	8,584,279	
賞与引当金繰入	29,576,000	23,196,000	6,380,000	
諸謝金	6,986,600	6,846,894	139,706	
旅費交通費	151,040	372,490	△ 221,450	
消耗品費	11,265,315	6,706,886	4,558,429	
燃料費	987,492	1,116,040	△ 128,548	
会議費	205,165	151,593	53,572	
印刷製本費	1,290,325	1,139,870	150,455	
光熱水料費	40,418,413	42,825,789	△ 2,407,376	
修繕費	27,972,005	9,396,673	18,575,332	
医薬材料費	52,490	23,737	28,753	
通信運搬費	3,223,769	2,277,100	946,669	
減価償却費	18,644,360	17,885,448	758,912	
手数料	5,070,369	2,249,816	2,820,553	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	1,937,979	1,775,018	162,961	
委託費	59,911,596	56,314,225	3,597,371	
賃借料	5,823,785	2,445,126	3,378,659	
負担金	87,600	87,060	540	
広告料	0	10,000	△ 10,000	
租税公課	40,316,400	36,853,100	3,463,300	
② 管理費				
給料	7,280,469	3,865,095	3,415,374	
賃金	5,215,442	2,685,562	2,529,880	
職員手当	3,086,509	1,720,006	1,366,503	
福利厚生	2,785,640	1,502,219	1,283,421	
賞与引当金繰入	1,266,000	644,000	622,000	
諸謝金	0	80,000	△ 80,000	
旅費交通費	81,010	203,840	△ 122,830	
消耗品費	86,408	97,511	△ 11,103	
燃料費	41,891	30,964	10,927	
光熱水料費	1,834,905	1,189,065	645,840	
通信運搬費	127,756	63,181	64,575	
手数料	605,110	164,462	440,648	
委託費	214,853	259,541	△ 44,688	
賃借料	804,334	459,480	344,854	
負担金	6,373,803	6,383,531	△ 9,728	
租税公課	48,900	47,150	1,750	
経常費用計	708,198,262	583,320,783	124,877,479	
当期経常増減額	660,179	28,491,188	△ 27,831,009	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	660,179	28,491,188	△ 27,831,009	
一般正味財産期首残高	31,584,096	3,092,908	28,491,188	
一般正味財産期末残高	32,244,275	31,584,096	660,179	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	82,244,275	81,584,096	660,179	

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	155,151,304
	現金手許有高	270,000
	普通預金一般会計	154,881,304
	未収金	159,863
	立替金	470,812
	流動資産合計	155,781,979
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	りそな銀行	10,000,000
	三井住友信託銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
特定資産		
	施設修繕等積立資産	17,574,629
その他固定資産		
	リース資産	18,407,668
	固定資産合計	85,982,297
	資産合計	241,764,276
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	61,120,768
	預り金	3,602,665
	賞与引当金	30,842,000
	リース債務	14,514,816
	未払消費税等	12,546,900
	流動負債合計	122,627,149
2. 固定負債		
	リース債務	3,892,852
	退職給付引当金	33,000,000
	固定負債合計	36,892,852
	負債合計	159,520,001
	正味財産	82,244,275

役 員

(令和3年3月31日現在)

理 事 長	西 谷 忠 雄	(非常勤)
副 理 事 長	立 石 堅 志	(非常勤)
理 事	粕 井 み づ ほ	(非常勤)
理 事	倍 巖 良 明	(非常勤)
理 事	箕 輪 尚 起	(非常勤)
理 事	峠 宏 明	(非常勤)
理 事	森 村 和 枝	(非常勤)
理 事	虎 杖 徳 明	(非常勤)
理 事	鈴 木 千 恵 美	(非常勤)
監 事	中 村 敏 彦	(非常勤)
監 事	青 木 幸 子	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和 2 年度事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する 50 の公の施設の指定管理者として、利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化するニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすい施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化遺産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福利厚生事業を実施し、文化の創造及び市民福祉の増進に努めた。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休館もあり利用者の減少とはなったものの、市民の皆様が安心・安全に利用できるよう細心の対策を講じて施設管理や事業の取組を進めた。

当財団の運営に当たっては、奈良市の進める行財政改革の方針に則り、自らの経営改革を職員の総意をもって進め、厳しい財源の中で施設管理及び事業の質的向上に努め収益性の追求や経費節減等に積極的に取り組んだ。

今後も引き続き市民の要望にきめ細かく対応できるよう努力を重ね地域社会の発展に寄与するべく事業運営を重ねていく。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進した。

(1) 文化振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。

※ () 内は対前年度比

なら 100 年会館	入館者数	26,684 人 (△88.6%)
奈良市美術館	入館者数	15,858 人 (△54.3%)
奈良市北部会館市民文化ホール	入館者数	33,828 人 (△54.8%)

奈良市杉岡華邨書道美術館 入館者数 2,040人 (△66.8%)

新型コロナウイルス感染症の影響ですべての管理施設において約2ヶ月間(4月・5月)の臨時休館や再開後も利用制限、主催事業の中止等により、入館者が大幅に減少した。

なら100年会館では、各種事業や貸館の使用中止や公演の開催延期、また、12月1日から3月31日までの4ヶ月間、エントランスホールの雨漏り修繕工事及び音響更新工事のため、大ホールと中ホールの使用が不可であったことにより約208,000人の減少となった。また、奈良市北部会館市民文化ホールでは、利用者の多い催しの中止や開催回数の減少、各種事業の見直しの影響、高齢者中心の教室参加者の減少もあり約41,000人の減少となった。

奈良市杉岡華邨書道美術館では、臨時休館やならまち界隈の観光客が激減したこと、講座等行事イベントの中止により、入館者が約4,100人の減少となった。奈良市美術館においても貸館の使用中止やキャンセルもあり、実施した事業においても入場制限や外出自粛等が影響し、入館者が約18,900人の減少となった。

(事業内容)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

○なら100年会館

多くの事業が中止や延期を余儀なくされる中、入場制限等の感染症対策を講じた上で大阪交響楽団のクラシックコンサート、郷ひろみや藤井フミヤ等のアーティストによるコンサート、子どもたちを中心としたファミリー向けコンサートや人形劇公演、そのほか体験事業として種類の違うピアノを弾き比べできるピアノ試弾会を開催する等、コロナ禍の中でも市民の方々に音楽の素晴らしさを再認識していただくことができた。

また、ソーシャルディスタンス確保のため定員を削減する等の感染症対策を講じた上で健康いきいき講座(ヨガ教室、ソフトストレッチング教室、ピラティス教室)や新規企画の事業「なら100年会館こども体操教室」を開催し市民の健康維持に寄与することができた。

催事等の開催回数 151回 参加人数 7,268人

○奈良市美術館

奈良市立の小・中学校と高等学校及び奈良県立の養護学校と連携して児童生徒の図工美術の成果を紹介する「奈良市児童生徒作品展」、奈良市美術家協会と連携して会員による優れた作品を展示する「第39回奈良市美術家展」、美術作品の創作意欲を高めるための公募展「第39回市展なら」を主催・共催により展覧会を開催した。展示事業においては、奈良公園開園140年記念として、奈良公園の移り変わりや鹿をモチーフにした各時代のデザインや奈良公園に生息する糞虫や生き物たちの写真を紹介する「奈良公園開園140年 奈良を観る～ならのシカと昆虫たち～」展を開催した。また、奈良市美術館活性化事業「オープンミュージアムプロジェクト」では、昨年開催した映像作家 林勇気氏による映像展が好評を得たことから、引き続き同作家の映像展「横を向いたつもりでどこを見ているの？」展と子どもワークショップ「みたことがないトイレをつくろう」の成果展示の展覧会を開催し、子どもから大人まで現代アートを鑑賞・体験していただくことを通じて現代芸術についての魅力を発信した。

その一方で、新型コロナウイルス感染症拡大のため、毎年、奈良市美術家協会と連携して開催している人気の講座「2020年度市民実技講座・親と子のやさしいアート体験」、「第38回市民実技講座作品展」を中止することとなった。

催事等の開催回数 14回 参加人数 8,896人

○奈良市北部会館市民文化ホール

文化施設利用のための奈良市の対応方針、各種感染防止ガイドライン等を遵守した上で、8月から文化サークル活動が活発な地域性を生かし「高の原文化・健康講座」等18講座、日本文化の継承・異世代交流の場としての「和楽器講座」、近隣に在住するアーティストを紹介し地域の文化振興につながる事業として「姫野真紀1コイン・ピアノコンサート～ベートーヴェンに寄せて～」、有名なクラシックの楽曲をプロのピアニスト演奏により身近に親しんでもらう「田尻洋一トーク&ピアノコンサート」を開催した。また、地元で活発に活動する平城ニュータウン文化協会と連携して各講座・同好会の作品展示、活動の様子を収めたDVDをテレビモニターで放映する「第38回平城ニュータウン文化祭」を開催し、地域の賑わい作りに寄与した。

催事等の開催回数 447回 参加人数 5,419人

○奈良市杉岡華邨書道美術館

秋季企画展として近現代のかな書の歴史をたどるシリーズの最終回となる「近現代

かな書の流れ④「現代かな書の展開」を開催し、現代かな書壇で活躍する10名の作家の作品を紹介した。また、開館10周年に開催した「平城遷都1300年記念 日本代表書作家展」にて、書壇を代表する全国102名の作家により奈良や大和をテーマに制作された作品を「開館20周年記念 奈良万葉の書」展にて4期にわたり紹介した。

冬季館蔵品展として、現代書道二十人展や臨池会新春展に出展された杉岡華邨作品を一堂に集めた「新春を彩った華邨のかな」展を開催した。

「書道実技講座」では毎年恒例の初心者でもすぐに生かせる「年賀状の書き方」講座に加え、かな作品を実作する方を対象に通信添削と講習会で指導する「かなの散らしを楽しむ」講座を新たに開催し、子ども向けの「筆書き体験コーナー」や学芸員による「作品解説会」を開催した。

そのほかにも、他施設との連携協力の一環として杉岡華邨とかな書作品を紹介する出張パネル展「万葉と華邨のかな書」を名勝大乘院庭園文化館にて開催し、奈良市杉岡華邨書道美術館の広報普及を行った。

催事等の開催回数 24回 参加人数 3,428人

(2) スポーツ・武道振興事業

[指定管理施設]

管理施設の利用者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度比

奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設

利用者数 353,236人（令和2年度から管理運営）

奈良市鴻ノ池陸上競技場（愛称：ならでんフィールド）

奈良市鴻ノ池球場（愛称：ならでんスタジアム）

奈良市鴻ノ池コート（愛称：ならでん鴻ノ池コート）

奈良市中央体育館（愛称：ならでんアリーナ）

奈良市中央第二体育館（愛称：ならでん第二アリーナ）

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市柏木コート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市柏木球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート 以上11施設

奈良市中央武道場等4体育施設

利用者数 56,648人(△54.2%)

奈良市中央武道場(愛称:ならでん武道場)

奈良市中央第二武道場(愛称:ならでん第二武道場)

奈良市弓道場(愛称:ならでん弓道場)

奈良市鴻ノ池相撲場(愛称:ならでん相撲場) 以上4施設

奈良市西部生涯スポーツセンター等18施設

利用者数 217,475人(△27.8%)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場

奈良市平城第二球技場

奈良市奈良阪球技場

奈良市登美ヶ丘球技場

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス 以上18施設

令和2年4月1日より奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設を指定管理者の奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協働で管理運営を

行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会及び事業の中止、施設の使用制限を行い、また、緊急事態宣言により鴻ノ池運動公園（愛称：ならでんパーク）を閉鎖した。6月1日より施設の利用を再開、7月1日より事業を再開したものの屋外及び屋内の記録会、大会等は利用制限、規模を縮小しての開催となった。

奈良市中央武道場等4体育施設も鴻ノ池運動公園の敷地にあることから奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設と同様の対応となった。

奈良市西部生涯スポーツセンター等18施設では、屋内温水プール及びトレーニング室が2月28日から5月31日まで休業、そのほかの施設は4月11日から5月31日まで臨時休館となった。また、6月の利用再開後の3ヶ月間、屋内温水プール及びトレーニング室は16時30分までの時短営業となった。これらの状況から、18施設全体での利用者数が約83,700人の減少となった。

奈良市青山プールは7月18日から8月31日まで無休で開場したが、入場制限を行い、約3,500人の減少となった。

（事業内容）

体育、スポーツ及び武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持及び発達並びに明るく豊かな生活の形成に寄与するための事業を実施した。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設

奈良市体育協会に加盟している各種団体と連携して競技スポーツの教室や健康増進につながる事業を実施した。また、「Top Sports City 奈良」のパートナーチーム「バンビシヤス奈良」、「奈良クラブ」と提携してバスケットボールスクール、サッカースクールを開催した。指定管理者の継続事業として「少年少女陸上教室」、「ジョイトレ」、「バドミントンスクール」、また各施設の自主事業は、感染症対策を講じて規模を縮小して開催した。

催事等の開催回数 532回 参加人数 8,604人

○奈良市中央武道場等4体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努めた。

そのほか「操体法教室」、「ノルディックウォーキング教室」を開催した。

催事等の開催回数 522回 参加人数 16,911人

○奈良市西部生涯スポーツセンター等18施設

屋内温水プールを活用した「水泳教室」や「水中健康運動教室」等の自主事業を通年で実施する計画であったが、施設利用が6月再開となり、自主事業の開催が9月から3月までとなった。また、それぞれの教室の定員やクラス数を縮小したことと、申し込み見合わせとが重なり、前年度から延べ回数が184回減、延べ受講人数が約4,300人減少した。

催事等の開催回数 594回 参加人数 8,001人

(3) まちづくり振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※ () 内は対前年度比

奈良市ならまちセンター	入館者数	20,506人 (△71.1%)
奈良市音声館	入館者数	33,377人 (△42.6%)
なら工藝館	入館者数	20,275人 (△53.6%)
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	24,286人 (△31.1%)
入江泰吉旧居	入館者数	3,101人 (△51.6%)
奈良市ならまち格子の家	入館者数	33,093人 (△57.5%)

新型コロナウイルス感染症の影響からすべての管理施設において約2ヶ月間(4月・5月)の臨時休館や再開後の利用制限、主催事業の中止等により、入館者が大幅に減少した。

奈良市ならまちセンターでは、事業の中止や施設利用の相次ぐキャンセルが発生し、約50,400人の減少となった。奈良市音声館においても、約24,700人の減少となった。

なら工藝館では、事業が中止となり、また、観光客及び修学旅行生等の来館がなく、約23,400人の減少となり、奈良市ならまち格子の家においても、約44,800人の減少となった。

入江泰吉記念奈良市写真美術館では、イベント中止や貸館のキャンセル、外出自粛等により約11,000人の減少となった。入江泰吉旧居では、前年度に引き続き入館者を獲得するため、事業の充実を図ったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり約

3, 300人の減少となった。

(事業内容)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

○奈良市ならまちセンター

大半の自主及び企画事業を中止したが、開催時期の見直しや入場制限等の対策を徹底し、出来る限り会場内の十分な換気を行いながら開催可能であると判断した以下の5事業のみを行った。

奈良出身の出演者を起用した「ならまち邦楽コンサート」や「ならまち落語会」、市民連携事業として開催した「劇団高円朗読劇公演」、地域やNPOとの協働事業「子どもおん祭」や奈良町落語館との共催による「南都落語会」を開催した。

催事等の開催回数 5回 参加人数 581人

○奈良市音声館

臨時休館により多くの事業を中止、若しくは開催回数を大幅に減らして実施した。

その中で、感染症対策を講じた上で開催した事業は、奈良で古くからうたわれてきた“わらべうた”を後世に伝える「ならまちわらべうた教室」、子どもに伝統文化や音楽を学ぶ場として「伝統文化を学ぼう～子どもお茶教室・子どもいけ花教室」、「子ども邦楽教室～箏・三味線・尺八～」を行った。奈良の民話普及事業では、例年開催している民話を題材にした創作ミュージカル公演を中止し、大型紙芝居の公演のみを行った。また、アウトリーチ活動として、「ならまち格子の家」での民話の語りを開催し、小学校等への大型紙芝居の出張公演を行った。わらべうた普及事業である「出張わらべうた教室」は数回であるが依頼を受け開催した。

また、同館スタッフによる「エントランスコンサート」や一般市民が出演・出展する「やわらぎコンサート」、「ミュージックフェスティバル」、「音声館ギャラリー制作教室」が中止となり、その代替え事業として、「スタインウェイピアノを弾いてみよう」を開催し好評を得た。

催事等の開催回数 168回 参加人数 3,230人

○なら工芸館

奈良工芸フェスティバル、常設展示室の作品展示企画「日本伝統工芸近畿展 I N 奈

良2020」が中止となった。

工芸制作教室（8種目・9教室）については状況を見て、7月より開催した。また、伝統工芸後継者育成制度による第5期生3名の研修生が、工房主の下での研修及び当館において制作実演を行った。観光協会との事業として奈良市総合観光案内所にて工芸品の出張展示及び一刀彫の実演・販売を行った。子どもを対象にした夏休み期間中の工芸教室、奈良団扇の「一日体験工芸教室」を開催した。企画展として販売コーナーにおいて納涼展、干支展、雛展を開催した。

催事等の開催回数 118回 参加人数 12,309人

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

展示事業では、入江泰吉の代表作品を中心に構成して展覧会を開催した。入江泰吉写真集の刊行を記念した「入江泰吉 万葉集」展では、写真集とタイアップすることにより相乗効果を得て入江氏の顕彰にもつながった。また、著名な写真家である石川直樹氏、妹尾豊孝氏の写真展や新たな試みとして世界的写真コレクターであるマーク・ピアソン氏のコレクションを展覧会という形で初公開し注目を集めた。

展示事業以外では、アウトリーチ活動として、奈良県高等学校写真部会と共催で総合文化祭や写真部活性化のための事業を開催した。また、当館学芸員や技術員が積極的に出張講座等を行い、写真文化の普及に努めた。

奈良市との共催事業として、「第四回入江泰吉記念写真賞」及び「第四回ならPHOTO CONTEST」を開催し、入江泰吉氏の功績の顕彰と写真文化の発展に努めた。

なお、臨時休館となったことや、イベント、講座を縮小して開催したことにより参加人数に大きな影響が出た。

催事等の開催回数 89回 参加人数 22,850人

○入江泰吉旧居

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館や奈良に訪れる観光客自体が激減したことにより、入館者数は減少となった。事業においては、感染症対策を講じた上で「入江泰吉で、はじめの一句」、「入江泰吉さんぼみち」や「入江泰吉の眼を歩く」等を実施した。また、旧居の暗室を使っての事業については、密室で行うため今年度の実施は見送った。これらにより昨年度に比べ事業数と参加者数は減少した。

催事等の開催回数 19回 参加人数 175人

○奈良市ならまち格子の家

新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休館になり来館者が大幅に減少した。細心の感染症対策を講じて来訪者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）、「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、そのほかパネル展等を開催した。「奈良の民話を楽しもう」を年8回、このほか、なら町家研究会による「ならまちの移り変わり1985～2020」を1月に開催した。

催事等の開催回数 28回 参加人数 1,421人

(4) 勤労者福祉サービス事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度比

奈良市勤労者総合福祉センター 入館者数 26,414人（△51.3%）

奈良市勤労者総合福祉センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による臨時休館と施設利用者数の人数制限により、入館者数は減少した。

(事業内容)

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を実施した。

○奈良市勤労者総合福祉センター

臨時休館により多くの事業を中止、開催回数や人数の制限等、感染症対策を講じた上でパソコン教室やヨガ教室、陶芸教室のほか、各種教室を開催した。

催事等の開催回数 32回 参加人数 2,331人

○勤労者福祉サービスセンター事業部門

企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の実現に役立つ事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上での日帰りバスツアーや施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進事業及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

催事等の開催回数 2回 参加人数 102人

本施設における各事業に対する利用者数

施設利用事業	延べ人数	13,644人
健康管理事業	延べ人数	3,171人
給付事業		913人

(5) 都祁地域振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数又は利用者数は以下のとおりであった。※（ ）内は対前年度比

奈良市都祁交流センター	入館者数	5,058人	(△69.2%)
奈良市都祁体育館	利用者数	6,673人	(△23.9%)
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	2,928人	(4.3%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	7,600人	(△34.3%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	55人	(△75.3%)
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	利用者数	0人	(△100%)

新型コロナウイルス感染症の影響ですべての管理施設において約2ヶ月間（4月・5月）の臨時休館や再開後の利用制限、主催事業の中止等により、入館者が大幅に減少した。

都祁交流センターの利用者数は地域のさまざまな行事が中止となったこともあり約11,400人の減少であった。

奈良市都祁体育館は、屋内施設ということもあり利用者の人数制限と感染予防対策を並行して管理運営を行った。感染リスクを避ける仕組みとして予約システム「e古都なら」の利用は増加したが利用者数については、臨時休館が影響し、約2,100人の減少となった。

また、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設でも、人数制限が6月以降継続されていたため、球技場の利用者数は約4,000人の減少となった。テニスコートについては、密にならない少人数で楽しめるということもあり、昨年よりも約100人増加した。

多目的コートについては、感染による重症化リスクの高い高齢者によるゲートボール等の練習が全く出来ない状況であったため、大幅な減少となった。

クラブハウス内の会議室等については、3密回避が難しいため利用者はなかった。

(事業内容)

都祁地域において、市民の文化芸術の振興及び市東部地域住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種団体等による幅広い施設利用を推進し、市東部地域の発展に寄与するための事業を計画していたが、施設は約2ヶ月間の臨時休館を余儀なくされ、6月に施設利用を再開した後も感染拡大は収まらず、事業実施は困難であった。結果全ての事業は見送ることとなり貸館事業の実績だけとなった。

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	251,224,478	221,926,158	29,298,320	
現金	5,468,047	3,626,886	1,841,161	
当座預金	0	9,590	△ 9,590	
普通預金	245,756,431	218,289,682	27,466,749	
未収金	7,021,084	3,333,557	3,687,527	
前払金	1,702,270	1,835,660	△ 133,390	
商品	3,554,659	3,477,228	77,431	
貯蔵品	121,447	136,777	△ 15,330	
流動資産合計	263,623,938	230,709,380	32,914,558	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	132,000,000	132,000,000	0	
減価償却引当預金	2,129,584	1,520,377	609,207	
書道芸術振興積立金	37,232,436	37,355,319	△ 122,883	
永年在会給付事業積立預金	10,435,742	11,582,742	△ 1,147,000	
運営基金積立準備預金	7,972,291	7,797,291	175,000	
共済事業引当預金	750,423	1,119,383	△ 368,960	
記念事業費積立預金	11,256,263	11,256,263	0	
特定資産合計	201,776,739	202,631,375	△ 854,636	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	609,209	1,218,416	△ 609,207	
什器備品	92,237	2	92,235	
リース資産	8,391,600	11,268,720	△ 2,877,120	
預託金	9,140	9,140	0	
其他固定資産合計	9,102,186	12,496,278	△ 3,394,092	
固定資産合計	260,878,925	265,127,653	△ 4,248,728	
資産の部合計	524,502,863	495,837,033	28,665,830	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	107,424,469	116,720,428	△ 9,295,959	
前受金	988,900	424,190	564,710	
預り金	6,930,006	12,350,733	△ 5,420,727	
リース債務	2,877,120	2,877,120	0	
流動負債合計	118,220,495	132,372,471	△ 14,151,976	
2. 固定負債				
リース債務	5,514,480	8,391,600	△ 2,877,120	
固定負債合計	5,514,480	8,391,600	△ 2,877,120	
負債の部合計	123,734,975	140,764,071	△ 17,029,096	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	(165,773,122)	(166,627,758)	(△ 854,636)	
正味財産の部合計	400,767,888	355,072,962	45,694,926	
負債及び正味財産合計	524,502,863	495,837,033	28,665,830	

収 支 計 算 書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	29,000	22,500	6,500	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	137,000	136,206	794	
③ 受取入会金				
受取入会金	175,000	144,000	31,000	
④ 受取会費				
受取会費	38,504,000	36,075,400	2,428,600	
⑤ 事業収益				
入場料収益	33,168,000	1,747,214	31,420,786	
観覧料収益	300,000	89,400	210,600	
受講料収益	93,114,000	33,298,775	59,815,225	
出品料収益	600,000	568,000	32,000	
協賛金収益	0	2,732,580	△ 2,732,580	
参加費収益	1,864,000	151,000	1,713,000	
普及事業収益	485,000	65,500	419,500	
小売業収益	4,440,000	1,536,140	2,903,860	
受取手数料	4,117,000	1,128,325	2,988,675	
事業受託収益	220,000	175,000	45,000	
共催事業管理収益	8,822,000	2,398,620	6,423,380	
その他収益	535,000	1,243,760	△ 708,760	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,246,930,000	1,236,698,392	10,231,608	
受取地方公共団体補助金	109,495,000	108,800,858	694,142	
受取民間助成金	50,000	50,000	0	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	36,006,000	16,707,588	19,298,412	
⑧ 雑収益				
受取利息	24,000	4,825	19,175	
雑収益	2,288,000	4,218,633	△ 1,930,633	
運営協力金等収益	1,650,000	574,739	1,075,261	
経常収益計	1,582,953,000	1,448,567,455	134,385,545	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	457,846,000	502,124,346	△ 44,278,346	
臨時雇賃金	58,847,000	46,545,072	12,301,928	
福利厚生費	107,744,000	97,149,340	10,594,660	
視察費	100,000	4,000	96,000	
旅費交通費	1,471,000	229,970	1,241,030	
通信運搬費	10,910,000	7,977,456	2,932,544	
減価償却費	3,574,000	3,564,372	9,628	
消耗什器備品費	1,569,000	243,201	1,325,799	
消耗品費	31,445,000	14,281,229	17,163,771	
修繕費	20,099,000	16,552,274	3,546,726	
印刷製本費	16,328,000	8,347,712	7,980,288	
燃料費	1,769,000	880,764	888,236	
光熱水料費	254,909,000	191,298,391	63,610,609	
賃借料	32,600,000	23,657,897	8,942,103	
保険料	9,251,000	6,171,213	3,079,787	
諸謝金	46,156,000	19,132,640	27,023,360	
租税公課	68,028,000	65,136,044	2,891,956	
支払負担金	3,793,000	3,699,767	93,233	
支払助成金	66,756,000	39,108,505	27,647,495	
委託費	315,331,000	269,390,428	45,940,572	
会議費	100,000	7,668	92,332	
支払手数料	8,168,000	3,102,867	5,065,133	
広告宣伝費	3,735,000	1,030,300	2,704,700	
仕入	1,787,000	921,776	865,224	
原材料費	1,620,000	1,194,388	425,612	
医薬材料費	1,327,000	1,143,003	183,997	
雑費	169,000	7,400	161,600	
② 管理費				
役員報酬	175,000	28,000	147,000	
給料手当	51,150,000	51,499,557	△ 349,557	
福利厚生費	9,642,000	9,653,453	△ 11,453	
研修費	51,000	50,270	730	
旅費交通費	7,000	5,970	1,030	
通信運搬費	261,000	256,928	4,072	
消耗什器備品費	181,000	178,500	2,500	
消耗品費	368,000	367,335	665	
修繕費	8,000	0	8,000	
燃料費	28,000	25,000	3,000	
賃借料	4,080,000	3,989,431	90,569	
保険料	5,000	3,200	1,800	
諸謝金	426,000	398,500	27,500	
租税公課	51,000	44,012	6,988	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
支払負担金	137,000	122,149	14,851	
委託費	2,587,000	2,271,500	315,500	
支払手数料	514,000	507,080	6,920	
経常費用計	1,595,103,000	1,392,302,908	202,800,092	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 12,150,000	56,264,547	△ 68,414,547	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 12,150,000	56,264,547	△ 68,414,547	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	0	5,557,694	△ 5,557,694	
② 雑益				
雑益	0	6,260,979	△ 6,260,979	
経常外収益計	0	11,818,673	△ 11,818,673	
(2) 経常外費用				
① 特別退職金				
特別退職金	0	5,557,694	△ 5,557,694	
② 雑損失				
雑損失	0	1,556,500	△ 1,556,500	
経常外費用計	0	7,114,194	△ 7,114,194	
当期経常外増減額	0	4,704,479	△ 4,704,479	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 12,150,000	60,969,026	△ 73,119,026	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 12,150,000	60,969,026	△ 73,119,026	
法人税、住民税及び事業税	3,324,000	15,274,100	△ 11,950,100	
当期一般正味財産増減額	△ 15,474,000	45,694,926	△ 61,168,926	
一般正味財産期首残高	269,070,000	269,069,345	655	
一般正味財産期末残高	253,596,000	314,764,271	△ 61,168,271	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383	
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383	
III 正味財産期末残高	339,600,000	400,767,888	△ 61,167,888	

正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	22,500	29,237	△ 6,737	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	136,206	120,886	15,320	
③ 受取入会金				
受取入会金	144,000	167,500	△ 23,500	
④ 受取会費				
受取会費	36,075,400	37,375,300	△ 1,299,900	
⑤ 事業収益				
入場料収益	1,747,214	19,583,900	△ 17,836,686	
観覧料収益	89,400	113,400	△ 24,000	
受講料収益	33,298,775	58,574,182	△ 25,275,407	
出品料収益	568,000	583,000	△ 15,000	
協賛金収益	2,732,580	0	2,732,580	
参加費収益	151,000	674,350	△ 523,350	
普及事業収益	65,500	355,500	△ 290,000	
小売業収益	1,536,140	2,996,072	△ 1,459,932	
受取手数料	1,128,325	4,351,554	△ 3,223,229	
事業受託収益	175,000	1,316,850	△ 1,141,850	
共催事業管理収益	2,398,620	12,153,440	△ 9,754,820	
その他収益	1,243,760	1,422,280	△ 178,520	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,236,698,392	1,283,336,259	△ 46,637,867	
受取地方公共団体補助金	108,800,858	103,950,922	4,849,936	
受取民間助成金	50,000	2,253,000	△ 2,203,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	16,707,588	33,635,277	△ 16,927,689	
⑧ 雑収益				
受取利息	4,825	4,598	227	
雑収益	4,218,633	4,027,767	190,866	
運営協力金等収益	574,739	319,142	255,597	
経常収益計	1,448,567,455	1,567,344,416	△ 118,776,961	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	502,124,346	523,594,084	△ 21,469,738	
臨時雇賃金	46,545,072	35,652,822	10,892,250	
福利厚生費	97,149,340	98,661,913	△ 1,512,573	
視察費	4,000	0	4,000	
旅費交通費	229,970	766,350	△ 536,380	
通信運搬費	7,977,456	8,246,448	△ 268,992	
減価償却費	3,564,372	2,987,885	576,487	
地方公共団体帰属備品等購入費	0	538,600	△ 538,600	
消耗什器備品費	243,201	194,966	48,235	
消耗品費	14,281,229	18,094,931	△ 3,813,702	
修繕費	16,552,274	8,706,904	7,845,370	
印刷製本費	8,347,712	12,918,799	△ 4,571,087	
燃料費	880,764	2,723,060	△ 1,842,296	
光熱水料費	191,298,391	213,885,523	△ 22,587,132	
賃借料	23,657,897	25,858,252	△ 2,200,355	
保険料	6,171,213	7,170,888	△ 999,675	
諸謝金	19,132,640	35,449,258	△ 16,316,618	
租税公課	65,136,044	59,946,266	5,189,778	
支払負担金	3,699,767	3,763,588	△ 63,821	
支払助成金	39,108,505	53,556,884	△ 14,448,379	
委託費	269,390,428	285,966,263	△ 16,575,835	
会議費	7,668	31,694	△ 24,026	
支払手数料	3,102,867	5,859,319	△ 2,756,452	
広告宣伝費	1,030,300	2,025,880	△ 995,580	
仕入	921,776	1,160,631	△ 238,855	
原材料費	1,194,388	877,214	317,174	
医薬材料費	1,143,003	998,210	144,793	
雑費	7,400	55,578	△ 48,178	
② 管理費				
役員報酬	28,000	77,440	△ 49,440	
給料手当	51,499,557	50,658,629	840,928	
福利厚生費	9,653,453	9,348,264	305,189	
研修費	50,270	110,600	△ 60,330	
旅費交通費	5,970	13,490	△ 7,520	
通信運搬費	256,928	249,573	7,355	
消耗什器備品費	178,500	0	178,500	
消耗品費	367,335	473,554	△ 106,219	
印刷製本費	0	15,660	△ 15,660	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
燃料費	25,000	31,000	△ 6,000	
賃借料	3,989,431	3,997,683	△ 8,252	
保険料	3,200	3,200	0	
諸謝金	398,500	620,000	△ 221,500	
租税公課	44,012	49,541	△ 5,529	
支払負担金	122,149	2,788,791	△ 2,666,642	
委託費	2,271,500	2,579,500	△ 308,000	
支払手数料	507,080	154,248	352,832	
経常費用計	1,392,302,908	1,480,863,383	△ 88,560,475	
評価損益等調整前当期経常増減額	56,264,547	86,481,033	△ 30,216,486	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	56,264,547	86,481,033	△ 30,216,486	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	5,557,694	0	5,557,694	
② 雑益				
雑益	6,260,979	0	6,260,979	
経常外収益計	11,818,673	0	11,818,673	
(2) 経常外費用				
① 固定資産除去損				
車両運搬具除去損	0	1	△ 1	
② 特別退職金				
特別退職金	5,557,694	0	5,557,694	
③ 雑損失				
雑損失	1,556,500	25,000	1,531,500	
経常外費用計	7,114,194	25,001	7,089,193	
当期経常外増減額	4,704,479	△ 25,001	4,729,480	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	60,969,026	86,456,032	△ 25,487,006	
税引前当期一般正味財産増減額	60,969,026	86,456,032	△ 25,487,006	
法人税、住民税及び事業税	15,274,100	28,847,500	△ 13,573,400	
当期一般正味財産増減額	45,694,926	57,608,532	△ 11,913,606	
一般正味財産期首残高	269,069,345	211,460,813	57,608,532	
一般正味財産期末残高	314,764,271	269,069,345	45,694,926	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0	
III 正味財産期末残高	400,767,888	355,072,962	45,694,926	

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産	現金預金	251,224,478
	現金	5,468,047
	普通預金	245,756,431
	南都銀行	241,575,149
	近畿労働金庫	4,181,282
	未収金	7,021,084
	前払金	1,702,270
	商品	3,554,659
	貯蔵品	121,447
	流動資産合計	263,623,938
2. 固定資産		
基本財産	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	大和信用金庫	10,000,000
特定資産	財政変動準備積立金	132,000,000
	減価償却引当預金	2,129,584
	書道芸術振興積立金	37,232,436
	永年在会給付事業積立預金	10,435,742
	運営基金積立準備預金	7,972,291
	共済事業引当預金	750,423
	記念事業費積立預金	11,256,263
その他固定資産	車両運搬具	609,209
	什器備品	92,237
	リース資産	8,391,600
	預託金	9,140
	固定資産合計	260,878,925
	資産合計	524,502,863
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	107,424,469
	前受金	988,900
	預り金	6,930,006
	リース債務	2,877,120
	流動負債合計	118,220,495
2. 固定負債	リース債務	5,514,480
	固定負債合計	5,514,480
	負債合計	123,734,975
	正味財産	400,767,888

役 員

(令和3年3月31日現在)

理事 (理事長)	西 谷 忠 雄	(非常勤)
理事 (副理事長)	辻 井 淳	(非常勤)
理 事	荒 井 博	(常 勤)
理 事	金 春 康 之	(非常勤)
理 事	松 山 隆	(非常勤)
理 事	高 木 厚 人	(非常勤)
理 事	向 井 良 子	(非常勤)
理 事	野 崎 尚 利	(非常勤)
理 事	新 司 正 人	(非常勤)
理 事	森 本 哲 次	(非常勤)
監 事	岡 本 善 英	(非常勤)
監 事	池 野 敏	(非常勤)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第10号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年3月25日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第10号）

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第10号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,886,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 寄附金		千円 381,424	千円 30,000	千円 411,424
	1. 寄附金	381,424	30,000	411,424
歳入合計		190,856,909	30,000	190,886,909

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 教育費		千円 15,004,085	千円 30,000	千円 15,034,085
	1. 教育総務費	5,416,679	30,000	5,446,679
歳出合計		190,856,909	30,000	190,886,909

1. 一般会計
 1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第10号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 寄附金	381,424	30,000	411,424
歳 入 合 計	190,856,909	30,000	190,886,909

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
11 教育費	15,004,085	30,000	15,034,085		30,000	—
歳 出 合 計	190,856,909	30,000	190,886,909		30,000	—

2. 歳入

第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 教育費寄附金	2,000	30,000	32,000	1 学校教育事業費寄附金	30,000	学校教育事業費寄附金	
計	381,424	30,000	411,424				

第19款 寄附金

3. 歳出
第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,318,482	30,000	1,348,482	特定財源 (内訳) 寄附金 30,000	24 積立金	30,000	教育振興基金経費
計	5,416,679	30,000	5,446,679	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

一般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 款 性質区分 </div>	教 育 費	合 計
貸付及び積立金	30,000	30,000
計	30,000	30,000

その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 節 会計及び款 </div>	積 立 金	計
教 育 費	30,000	30,000
一般会計合計	30,000	30,000

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年4月16日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第1号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ322,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,162,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		29,665,509 ^{千円}	307,871 ^{千円}	29,973,380 ^{千円}
	2. 国庫補助金	2,721,328	268,485	2,989,813
	4. 国庫交付金	5,982,396	39,386	6,021,782
17. 県支出金		9,509,835	14,632	9,524,467
	2. 県補助金	1,755,796	13,132	1,768,928
	4. 県交付金	1,604,052	1,500	1,605,552
歳入合計		138,840,000	322,503	139,162,503

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		63,542,968 ^{千円}	319,503 ^{千円}	63,862,471 ^{千円}
	2. 児童福祉費	21,885,825	319,503	22,205,328
11. 教育費		10,820,386	3,000	10,823,386
	5. 幼稚園費	998,496	3,000	1,001,496
歳出合計		138,840,000	322,503	139,162,503

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		29,665,509	307,871	29,973,380
17 県支出金		9,509,835	14,632	9,524,467
	歳 入 合 計	138,840,000	322,503	139,162,503

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	63,542,968	319,503	63,862,471	319,503			—
11 教育費	10,820,386	3,000	10,823,386	3,000			—
歳 出 合 計	138,840,000	322,503	139,162,503	322,503			—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,083,553	268,485	1,352,038	7 児童福祉総務費補助金	22,116	感染症対策等事業費補助金 感染症対策等環境改善事業費補助金 ひとり親子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金	1,566 19,050 1,500
				8 保育所費補助金	1,500	感染症対策等環境改善事業費補助金	
				9 認定こども園費補助金	4,200	感染症対策等環境改善事業費補助金	
				10 母子福祉費補助金	229,103	ひとり親子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金	
				15 学童保育費補助金	11,566	放課後児童健全育成事業費補助金	
計	2,721,328	268,485	2,989,813				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	964,074	39,386	1,003,460	1 一般管理費国庫交付金	39,386	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	5,982,396	39,386	6,021,782				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	1,531,862	13,132	1,544,994	3 児童福祉総務費補助金	1,566	感染症対策事業費補助金	
				8 学童保育費補助金	11,566	放課後児童健全育成事業費補助金	
計	1,755,796	13,132	1,768,928				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費県交付金	115,000	1,500	116,500	1 幼稚園費交付金	1,500	教育支援体制整備事業費交付金
計	1,604,052	1,500	1,605,552			

第17款 県支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務 費	1,743,620	44,300	1,787,920	特定財源 44,300 (内訳) 国庫支出金 42,734 県支出金 1,566	3 職員手当等	1,500	職員給与費等 地域子育て支援拠点事業経費 1,500 保育環境改善事業経費 3,800 39,000
					10 需用費	3,800	
					18 負担金補助及 び交付金	39,000	
3 認定こども園 費	5,242,972	8,400	5,251,372	特定財源 8,400 (内訳) 国庫支出金 8,400	10 需用費	6,564	認定こども園運営管理経費
					17 備品購入費	1,836	
4 保育所費	1,215,552	3,000	1,218,552	特定財源 3,000 (内訳) 国庫支出金 3,000	10 需用費	2,352	保育所運営管理経費
					17 備品購入費	648	
6 母子福祉費	1,557,282	229,103	1,786,385	特定財源 229,103 (内訳) 国庫支出金 229,103	1 報酬	1,976	子育て世帯生活支援特別給付金事業経費
					4 共済費	22	
					8 旅費	432	
					10 需用費	100	
					11 役務費	1,513	
					12 委託料	5,000	
					17 備品購入費	60	

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 学童保育費	904,412	34,700	939,112	特定財源 34,700 (内訳) 国庫支出金 23,134 県支出金 11,566	19 扶助費 220,000	10 需用費 24,300	学童保育経費
					17 備品購入費 8,400	18 負担金補助及 び交付金 2,000	
計	21,885,825	319,503	22,205,328	特定財源 319,503 一般財源 0			

第3款 民生費

第11款 教育費

第5項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 幼稚園費	905,496	3,000	908,496	3,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,500 県支出金 1,500	10 需用費	3,000	幼稚園運営管理経費
計	998,496	3,000	1,001,496	3,000 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員以外の一般職

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	2,430 [323]	9,912,894	8,515,105	18,427,999	3,604,060	22,032,059	
補正前	2,430 [323]	9,912,894	8,513,605	18,426,499	3,604,060	22,030,559	
比較			1,500	1,500		1,500	

(単位 千円)

[]は再任用職員の外教

職員手当の内訳	区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
	補正後		257,038	12,452	286,121	1,036,571	619,844	45,260
補正前		257,038	12,452	286,121	1,036,571	618,344	45,260	2,431,885
比較						1,500		

職員手当の内訳	区分	勤働手当	教員特別手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
	補正後		1,739,629	7,496	308,829	197,333	2,592	10,055
補正前		1,739,629	7,496	308,829	197,333	2,592	10,055	1,560,000
比較								

(単位 千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	1,500	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	1,500 超過勤務手当	1,500

2.会計年度任用職員

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当			
補正後	217〔2,296〕	2,455,932	486,622	342,159	479,866	3,764,579	
補正前	217〔2,292〕	2,453,956	486,622	342,159	479,844	3,762,581	
比較	〔4〕	1,976			22	1,998	

〔 〕内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内訳	区分	手当				期末手当
		通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当		
職員手当の内訳	補正後	15,465	14,708	123		311,863
	補正前	15,465	14,708	123		311,863
	比較					

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	1,976	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	1,976	

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年5月11日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第2号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,147,914千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,310,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		29,973,380 ^{千円}	704,812 ^{千円}	30,678,192 ^{千円}
	2. 国庫補助金	2,989,813	240,350	3,230,163
	4. 国庫交付金	6,021,782	464,462	6,486,244
17. 県支出金		9,524,467	443,102	9,967,569
	2. 県補助金	1,768,928	443,102	2,212,030
歳 入 合 計		139,162,503	1,147,914	140,310,417

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		63,862,471 ^{千円}	240,350 ^{千円}	64,102,821 ^{千円}
	2. 児童福祉費	22,205,328	240,350	22,445,678
4. 衛生費		12,447,977	3,102	12,451,079
	1. 保健衛生費	5,309,300	3,102	5,312,402
7. 商工費		1,838,131	895,000	2,733,131
	1. 商工費	1,838,131	895,000	2,733,131
11. 教育費		10,823,386	9,462	10,832,848
	6. 社会教育費	1,402,956	9,462	1,412,418
歳 出 合 計		139,162,503	1,147,914	140,310,417

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	29,973,380	704,812	30,678,192
17 県支出金	9,524,467	443,102	9,967,569
歳入合計	139,162,503	1,147,914	140,310,417

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	63,862,471	240,350	64,102,821	240,350			—
4 衛生費	12,447,977	3,102	12,451,079	3,102			—
7 商工費	1,838,131	895,000	2,733,131	895,000			—
11 教育費	10,823,386	9,462	10,832,848	9,462			—
歳 出 合 計	139,162,503	1,147,914	140,310,417	1,147,914			—

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,352,038	240,350	1,592,388	6 児童措置費補助金	238,850	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	
				7 児童福祉総務費補助金	1,500	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	
計	2,989,813	240,350	3,230,163				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	1,003,460	464,462	1,467,922	1 一般管理費国庫交付金	464,462	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	6,021,782	464,462	6,486,244				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 衛生費県補助金	84,633	3,102	87,735	1 保健衛生総務費補助金	3,102	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金	
5 商工費県補助金	3,750	440,000	443,750	1 商工振興費補助金	440,000	時短要請協力金支援補助金	
計	1,768,928	443,102	2,212,030				

第17款 県支出金

3. 歳出
第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,787,920	1,500	1,789,420	特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,500	3 職員手当等	1,500	職員給与費等
2 児童措置費	8,407,395	238,850	8,646,245	特定財源 (内訳) 国庫支出金 238,850	10 需用費 11 役務費 12 委託料 17 備品購入費 19 扶助費	122 1,678 5,500 200 231,350	子育て世帯生活支援特別給付金事業経費
計	22,205,328	240,350	22,445,678	特定財源 一般財源 240,350 0			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健衛生総務費	644,990	3,102	648,092	3,102 特定財源	10 需用費	2,398	保健衛生事務経費
				(内訳) 県支出金 3,102	11 役務費	704	
計	5,309,300	3,102	5,312,402	3,102 特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第7款 商工費

第1項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 商工振興費	791,633	895,000	1,686,633	895,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 455,000 県支出金 440,000	12 委託料	895,000	中小企業振興対策経費
計	1,838,131	895,000	2,733,131	特定財源 一般財源			

第7款 商工費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 図書館費	226,935	9,462	236,397	9,462	1 報酬 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 18 負担金補助及 び交付金	2,100 395 147 50 6,760 10	中央図書館管理経費
計	1,402,956	9,462	1,412,418	特定財源 一般財源			

第11款 教育費

4. 給与費明細書

1.会計年度任用職員以外の一般職
(1)総括

区分	職員数(人)	給与			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	2,430 [323]	9,912,894	8,516,605	18,429,499	3,604,060	22,033,559	
補正前	2,430 [323]	9,912,894	8,515,105	18,427,999	3,604,060	22,032,059	
比較			1,500	1,500		1,500	

(単位 千円)

[]は再任用職員の外数

職員手当の内訳	区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
補正前	257,038	12,452	286,121	1,036,571	619,844	45,260	2,431,885	
比較					1,500			

職員手当の内訳	区分	勤勉手当	教員特別手当	管理職手当	住居手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
補正前	1,739,629	7,496	308,829	197,333	2,592	10,055	1,560,000	
比較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	1,500	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	1,500 超過勤務手当	1,500

2.会計年度任用職員

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	217〔2,298〕	2,458,032	486,622	342,159	3,286,813	480,261	3,767,074	
補正前	217〔2,296〕	2,455,932	486,622	342,159	3,284,713	479,866	3,764,579	
比較	〔2〕	2,100			2,100	395	2,495	

〔 〕内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外数

職員手当の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当
補正後	補正後	15,465	14,708	123	311,863
	補正前	15,465	14,708	123	311,863
比較	比較				

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	2,100	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	2,100	

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年5月11日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ536,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ543,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 諸 収 入		千円 7,500	千円 536,139	千円 543,639
	1. 雑 入	7,500	536,139	543,639
歳 入 合 計		7,500	536,139	543,639

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 繰上充用金		千円 -	千円 536,139	千円 536,139
	1. 繰上充用金	-	536,139	536,139
歳 出 合 計		7,500	536,139	543,639

1. 住宅新築資金等貸付金特別会計
 (1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 諸収入	7,500	536,139	543,639
歳 入 合 計	7,500	536,139	543,639

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	特 定 財 債		一 般 財 源
					地 方 債	そ の 他	
2 繰上充用金	—	536,139	536,139		536,139	—	
歳 出 合 計	7,500	536,139	543,639		536,139	—	

2. 歳入

第1款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 回収管理組合返戻金	7,500	536,139	543,639	1 元利金返戻金	536,139	滞納繰越分
計	7,500	536,139	543,639			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出
第2款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 繰上充用金	—	536,139	536,139	特定財源 (内訳) 諸収入 536,139	21 補償補填及び 賠償金	536,139	住宅新築資金等貸付金繰上充用金
計	—	536,139	536,139	特定財源 一般財源 536,139 0			

住宅新築資金等貸付金特別会計

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年3月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年1月24日午後5時40分頃、奈良市東九条町地内において発生した、市道端の段差により、走行していた相手方の普通自動車に損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 13,530円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年3月29日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年3月5日午後8時30分頃、奈良市敷島町一丁目地内において発生した、市道の陥没により、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 45,100円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年9月10日午後4時頃、奈良市米谷町地内において発生した、本市の公用車が架設されている相手方所有の電話線を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 437,906円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年10月29日午前10時頃、奈良市月ヶ瀬尾山地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車相手方の店舗の樋及び瓦と接触した事故について、和解により次のおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 319,880円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月7日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年3月10日午後11時5分頃、奈良市学園南三丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の原動機付自転車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8,272円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月12日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年10月9日、奈良市北市町地内において、市が管理する水路内から伸びたつる草が、相手方の自宅に侵入し、家財等を汚損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 151,918円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月14日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年1月29日午後0時30分頃、奈良市鶴舞西町地内において発生した、市道を歩いていた相手方が側溝の段差により転倒し、負傷した事故について、和解により次のおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 18,870円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月19日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年3月3日午後8時頃、奈良市三碓町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の自動二輪車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 7,700円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月19日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年3月30日午後8時頃、奈良市西木辻町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 42,713円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月22日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年9月7日、消防用設備の設置指導を誤ったことにより、相手方の防火対象物に過剰な設備を設置させたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 301,840円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和2年12月18日午前9時30分頃、奈良市高御門町地内において発生した、本市の公用車が店舗の外壁に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 99,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年2月11日午前8時25分頃、奈良市富雄北二丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積所のネット等に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 231,770円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年2月23日午前2時50分頃、奈良市中山町西三丁目地内において発生した、本市の消防ポンプ自動車为民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 412,700円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月28日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年2月11日午後3時30分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の高所作業車の燃料タンクが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 102,020円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月28日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年2月11日午後3時30分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた高所作業車の燃料タンクが損傷し、漏出した軽油が相手方所有の土地を汚損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 400,400円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月28日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年2月11日午後3時30分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、市道上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた高所作業車の燃料タンクが損傷し、漏出した軽油が相手方所有の道路を汚損した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 77,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和3年4月30日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和元年11月15日午後0時5分頃、奈良市尼辻北町地内において発生した、本市の公用車が相手方の道路作業車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 20,420円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市税条例の一部改正について

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年3月31日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第56条第3項」を加える。

第29条の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第55条第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第56条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第88条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「法附則第15条第19項」を「法附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「法附則第15条第30項第1号イ」を「法附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削り、同条第9項中「法附則第15条第47項」を「法附則第15条第42項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項を同条第8項とし、同条第11項を同条第9項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和

5年度まで」に改め、同条第8号中「法附則第19条の3第4項」を「法附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第14条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について奈良市税条例の一部を改正する条例（令和3年奈良市条例第20号）による改正前の奈良市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第14条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第14条第3項にお

いて準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第18条中「附則第14条第1項」の次に「（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」を加える。

附則第19条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第20条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第21条第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第22条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第23条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第28条の6第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第28条の7の4に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則第28条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第28条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第29条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和

5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第29条の2中「（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第30条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第32条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第35条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記

載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の奈良市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第29条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第29条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行

日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年5月14日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和3年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和3年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,385,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		30,678,192 ^{千円}	52,445 ^{千円}	30,730,637 ^{千円}
	1. 国庫負担金	20,849,773	22,598	20,872,371
	2. 国庫補助金	3,230,163	14,746	3,244,909
	4. 国庫交付金	6,486,244	15,101	6,501,345
21. 繰越金		－	22,599	22,599
	1. 繰越金	－	22,599	22,599
歳入合計		140,310,417	75,044	140,385,461

(註) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		12,451,079 ^{千円}	75,044 ^{千円}	12,526,123 ^{千円}
	1. 保健衛生費	5,312,402	29,847	5,342,249
	2. 保健所費	976,418	45,197	1,021,615
歳出合計		140,310,417	75,044	140,385,461

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		30,678,192	52,445	30,730,637
21 繰越金		-	22,599	22,599
	歳 入 合 計	140,310,417	75,044	140,385,461

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
4 衛生費	12,451,079	75,044	12,526,123	52,445		22,599
歳 出 合 計	140,310,417	75,044	140,385,461	52,445		22,599
				— 一般財源内訳		
				繰越金 22,599		

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 衛生費国庫負担金	1,687,675	22,598	1,710,273	1 保健予防費負担金	22,598	感染症発生動向調査事業費負担金	
計	20,849,773	22,598	20,872,371				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 衛生費国庫補助金	371,673	14,746	386,419	4 母子保健費補助金	14,746	母子保健衛生費補助金	
計	3,230,163	14,746	3,244,909				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	1,467,922	15,101	1,483,023	1 一般管理費国庫交付金	15,101	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	6,486,244	15,101	6,501,345				

第16款 国庫支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	22,599	22,599	1 繰越金	22,599	歳計剰余繰越金	
計	—	22,599	22,599				

第21款 繰越金

3. 歳出
第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 母子保健費	435,005	29,847	464,852	29,847 特定財源 (内訳) 国庫支出金	10 需用費 11 役員費 12 委託料	156 198 29,493	乳幼児及び妊産婦健康診査経費
計	5,312,402	29,847	5,342,249	特定財源 一般財源			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 保健予防費	159,330	45,197	204,527	22,598 特定財源 (内訳) 国庫支出金 22,598 一般財源 22,599	12 委託料	45,197	感染症予防対策経費
計	976,418	45,197	1,021,615	22,598 特定財源 22,599 一般財源			

第4款 衛生費

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

本庁舎耐震化工事が完了したため、奈良市本庁舎耐震化整備検討委員会を廃止しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第107の4項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表第107の6項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表第107の8項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表第108の3項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表第108の4項中「第1条の5」を「第2条の3」に改め、同表第108の5項中「第1条の6」を「第2条の4」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の 設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「救護施設等基準」という。）において使用する用語の例による。

（救護施設等の設備及び運営の基準）

第3条 救護施設等の設備及び運営の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、救護施設等基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 救護施設等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(構造設備の一般原則の特例)

第5条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(職員の資格要件等の特例)

第6条 救護施設等は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第7条 救護施設等(授産施設を除く。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(報告)

第8条 救護施設等は、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価、改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第9条 救護施設等(宿所提供施設を除く。以下この条において同じ。)は、入所者への処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 救護施設等は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 救護施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 救護施設等は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的 to 実施しなければならない。

(給食の特例)

第10条 救護施設及び更生施設は、給食の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(救護施設等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、救護施設等基準附則及び救護施設等基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、感染症や災害発生時における対策の強化等に係る規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部中奈良市立右京小学校の項を削り、奈良市立神功小学校の項を次のように改める。

奈良市立ならやま小学校	奈良市神功二丁目1番地
-------------	-------------

第2条の表中学校の部奈良市立平城西中学校の項中「奈良市立平城西中学校」を「奈良市立ならやま中学校」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校規模適正化及び小中一貫教育の推進のため、右京小学校及び神功小学校を統合し、名称を改めるとともに、平城西中学校の名称を改めようとするものである。

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2 奈良市公共下水道事業の部都市計画公共下水道事業の項中「320, 650」を「320, 664」に、「143, 437」を「143, 465」に改め、同表奈良市農業集落排水事業の部長引地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

長引地区農業集落排水処理施設の公共下水道事業への移行及び公共下水道事業計画区域の拡大に伴い、計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改める等所要の改正を行おうとするものである。

財産の取得について

ごみ収集車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
塵芥車	2 t プレスプレート式 (ディーゼル車)	3 台

2. 契約金額 20,097,000円

3. 契約の相手方



三徳商会

山村 信好

工事請負契約の一部変更について

新斎苑等整備運営事業設計・施工一括型工事請負契約の一部を次のように変更するものとする。

令和3年5月31日提出

奈良市長 仲川 元庸

平成30年3月23日議決された奈良市議案第63号新斎苑等整備運営事業設計・施工一括型工事の契約金額中「4,961,952,000円」を「5,459,977,000円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市高天町43番地1
REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル301
村本・アール・アイ・エー・阪神C・村本・三和特定建設工事
共同企業体・宮本異業種特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社奈良営業所
所長 原田 徹雄
株式会社アール・アイ・エー大阪支社
支社長 奥村 雅一
株式会社阪神コンサルタンツ
代表取締役 田中 竹延
村本・三和特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社奈良営業所
所長 原田 徹雄
三和建设株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉
株式会社宮本工業所
代表取締役 宮本 芳樹

増 額 498,025,000円